

回覧

下郷町臨時職員登録者の募集について

町では、雇用対策の一環として「希望者登録制度」により臨時職員の採用を行っております。
平成30年度においても同様に募集しますので、勤務希望の方は下記事項を参照のうえ申し込み下さい。

- 1 登録制度 採用希望者は「平成30年度臨時職員採用希望者名簿」に登録されることになります。
なお、名簿の有効期間は平成30年度限りとし、年度毎に再度希望者を募ります。
- 2 採用時期 各種業務に人員不足等が生じた場合、名簿より対象者を選考し採用となります。
登録により、必ず採用となるわけではありませんので、ご了承願います。
- 3 登録職種及び基本条件等

住所要件 ～ 臨時保育士を除き、下郷町に住所を有する者又は下郷町出身者
(過去に勤務経験のある方でも離職後1年を経過している場合は、登録の対象となります。)

職 種	雇用期間	賃 金 等(※H29年度実績)
① 臨時事務補助員 ② 臨時労務員(施設管理員、用務員、調理員等) ③ 臨時保育士	日々雇用による期間雇用となります。(最長は年間11ヵ月、通算で3年)	基本賃金 日額6,890円～(職種、年齢基準による) 通勤付加賃金 日額 110円～(片道2km以上、通勤距離による) 勤務期間により、有給休暇・社会保険・雇用保険制度等あり。

- 4 申込方法 ① 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項、希望職種を記入
② 調理員・保育士については、資格免許証の写し
※ 提出された履歴書等は返却しませんので、ご了承願います。 } 下記に提出下さい。(郵送可)

- 5 提出期限 平成30年1月19日(金)まで(郵送の場合、当日消印有効)

- 6 提出先 〒969-5345
下郷町大字塩生字大石1000番地
下郷町役場 総務課 総務係
☎ 0241-69-1122